

令和4年度 肝属川水系 不法投棄箇所



肝属川20k000~21k000付近

多くの住宅や、公園、広い河川敷のある地域では、ペットボトルや家庭ゴミが非常に多く投棄されています。



串良川9k200(タイヤ)



肝属川5k200(ダイコン約30本)



肝属川14k050(放置自転車)



肝属川8k900(ミカン約70個)



肝属川19k900(使用済み花火)



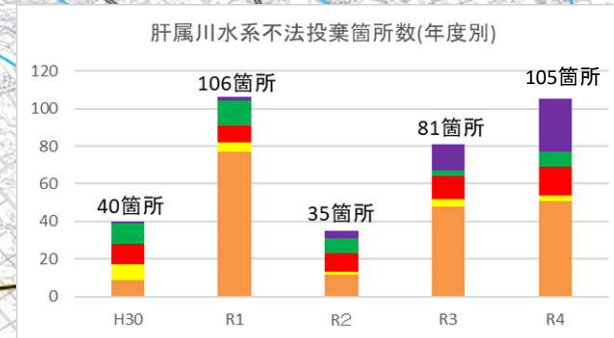
肝属川19k570(テレビ)



肝属川12k400(空き缶、弁当殻等)



始良川4k100(ペットボトル)



家庭ゴミ	○	51
電気機器	●	3
粗大ゴミ	●	15
資材	●	8
その他	●	28
計		105



肝属川-0k050(家庭ゴミ)



高山川2k180(小型冷蔵庫)

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます

- 河川法施行令第16条の4
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

川にゴミを捨てないで！

川をきれいにするために、地域のおおぜいの方々がさまざまな形で清掃活動などを行っています。ひとりひとりの心がけが、川をきれいにする大きな力となります。川にゴミを捨てないようにしましょう。

約1,000名が参加（令和5年度）



鹿屋市肝属川クリーン作戦
（鹿屋市）

約200名が参加（令和5年度）



始良川クリーン作戦
（河川愛護会）



稚アユの放流
（河川愛護会）



LOVEあいら川ボランティア事業
（LOVEあいら川ボランティアグループ）



もっとなる作戦
（FMかのや）